

福井県報

号 外 第 73 号

令 和 6 年
12月26日(木)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則および福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の実施細則の一部を改正する規則（45・人事課）……………2

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（18）……………9
- ※初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（19）……………9
- ※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（20）……………12

人事委員会告示

- ※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示（3）……………15

規 則

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則および福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の実施細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第45号

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則および福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の実施細則の一部を改正する規則（福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正）

第1条 福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年福井県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 （第3条関係）

技 能 労 務 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600
	2	167,700	228,500	245,400
	3	168,800	229,300	246,200
	4	169,900	230,100	246,900
	5	171,200	230,800	247,600
	6	172,400	231,600	248,700
	7	173,600	232,400	249,700
	8	174,800	233,200	250,700
	9	175,800	234,000	251,700
	10	177,000	234,700	252,900
	11	178,300	235,400	254,000
	12	179,500	236,100	255,000
	13	180,600	236,800	256,100
	14	181,800	237,400	257,100
	15	183,100	238,000	258,000
	16	184,400	238,600	258,500
	17	185,700	239,200	259,100
	18	187,400	239,800	259,500
	19	189,100	240,400	259,900
	20	190,800	240,900	260,400
	21	192,500	241,400	260,900
	22	194,200	241,900	261,400
	23	195,800	242,400	261,900
	24	197,400	242,900	262,500

	25	199,000	243,400	263,300
	26	200,500	243,900	263,900
	27	202,000	244,300	264,500
	28	203,500	244,800	265,300
	29	205,000	245,400	266,100
	30	206,500	245,900	266,800
	31	208,000	246,400	267,400
	32	209,500	246,800	268,200
	33	211,000	247,200	269,000
	34	212,400	247,700	269,700
	35	213,800	248,200	270,400
	36	215,200	248,600	271,100
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	37	216,600	249,000	271,800
	38	217,700	249,500	272,500
	39	218,800	250,000	273,200
	40	219,900	250,400	273,900
	41	220,900	250,800	274,600
	42	221,800	251,300	275,300
	43	222,700	251,800	275,900
	44	223,600	252,200	276,500
	45	224,500	252,600	277,000
	46	225,300	253,000	277,500
	47	226,100	253,400	278,000
	48	226,900	253,800	278,500
	49	227,700	254,200	279,000
	50	228,400	254,600	279,500
	51	229,100	255,000	280,000
	52	229,800	255,400	280,400
	53	230,500	255,800	280,800
	54	231,100	256,200	281,300
	55	231,700	256,600	281,700
	56	232,300	257,000	282,200

		57	233,000	257,300	282,600			109	247,900	271,100	306,000
		58	233,500	257,700	283,100			110	248,200	271,400	306,400
		59	234,000	258,100	283,600			111	248,500	271,700	306,800
		60	234,500	258,400	284,100			112	248,700	271,900	307,100
		61	235,000	258,700	284,600			113	248,900	272,100	307,300
		62	235,400	259,100	285,200			114	249,200	272,400	307,600
		63	235,800	259,500	285,800			115	249,500	272,600	307,900
		64	236,200	259,800	286,400			116	249,700	272,800	308,100
		65	236,600	260,100	287,000			117	249,900	273,100	308,300
		66	236,900	260,400	287,600			118	250,200	273,400	308,600
		67	237,200	260,700	288,200			119	250,500	273,700	308,900
		68	237,500	260,900	288,800			120	250,700	273,900	309,100
		69	237,800	261,100	289,300			121	250,900	274,100	309,300
		70	238,100	261,400	289,800			122		274,300	309,600
		71	238,400	261,700	290,300			123		274,600	309,900
		72	238,700	261,900	290,800			124		274,900	310,100
		73	238,900	262,100	291,300			125		275,100	310,300
		74	239,200	262,400	291,800			126		275,300	310,600
		75	239,500	262,700	292,200			127		275,600	310,900
		76	239,700	262,900	292,600			128		275,900	311,100
		77	239,900	263,100	293,000			129		276,100	311,300
		78	240,200	263,400	293,400			130		276,300	311,600
		79	240,500	263,700	293,800			131		276,600	311,900
		80	240,700	263,900	294,200			132		276,900	312,100
		81	240,900	264,100	294,600			133		277,100	312,300
		82	241,200	264,400	295,000			134		277,300	
		83	241,500	264,700	295,400			135		277,600	
		84	241,700	264,900	295,900			136		277,900	
		85	241,900	265,100	296,200			137		278,100	
		86	242,200	265,300	296,700			定年前		基準給料月額	基準給料月額
		87	242,500	265,600	297,200			再任用		円	円
		88	242,700	265,900	297,700			短時間			円
		89	242,900	266,100	298,000			勤務	192,000	209,000	227,500
		90	243,200	266,300	298,500			職員			
		91	243,500	266,600	299,000						
		92	243,700	266,800	299,300						
		93	243,900	267,100	299,700						
		94	244,200	267,400	300,200						
		95	244,500	267,700	300,700						
		96	244,700	267,900	301,200						
		97	244,900	268,100	301,500						
		98	245,200	268,400	301,900						
		99	245,400	268,600	302,400						
		100	245,700	268,900	302,900						
		101	245,900	269,100	303,300						
		102	246,100	269,300	303,700						
		103	246,400	269,600	304,000						
		104	246,700	269,900	304,300						
		105	246,900	270,100	304,600						
		106	247,200	270,300	305,000						
		107	247,500	270,600	305,300						
		108	247,700	270,800	305,700						

第2条 福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600
	2	187,400	228,500	248,700
	3	189,100	229,300	249,700
	4	190,800	230,100	250,700
	5	192,500	230,800	251,700
	6	194,200	231,600	252,900
	7	195,800	232,400	254,000
	8	197,400	233,200	255,000
	9	199,000	234,000	256,100
	10	200,500	234,700	257,100
	11	202,000	235,400	258,000
	12	203,500	236,100	258,500
	13	205,000	236,800	259,100
	14	206,500	237,400	259,500
	15	208,000	238,000	259,900
	16	209,500	238,600	260,400
	17	211,000	239,200	260,900
	18	212,400	239,800	261,400
	19	213,800	240,400	261,900
	20	215,200	240,900	262,500
	21	216,600	241,400	263,300
	22	217,700	241,900	263,900
	23	218,800	242,400	264,500
	24	219,900	242,900	265,300
	25	220,900	243,400	266,100
	26	221,800	243,900	266,800
	27	222,700	244,300	267,400
	28	223,600	244,800	268,200
	29	224,500	245,400	269,000
	30	225,300	245,900	269,700
	31	226,100	246,400	270,400
	32	226,900	246,800	271,100
	33	227,700	247,200	271,800
	34	228,400	247,700	272,500
	35	229,100	248,200	273,200
	36	229,800	248,600	273,900
定年前 再任用	37	230,500	249,000	274,600
	38	231,100	249,500	275,300

短時間 勤務 職員 以外の 職員	39	231,700	250,000	275,900
	40	232,300	250,400	276,500
	41	233,000	250,800	277,000
	42	233,500	251,300	277,500
	43	234,000	251,800	278,000
	44	234,500	252,200	278,500
	45	235,000	252,600	279,000
	46	235,400	253,000	279,500
	47	235,800	253,400	280,000
	48	236,200	253,800	280,400
	49	236,600	254,200	280,800
	50	236,900	254,600	281,300
	51	237,200	255,000	281,700
	52	237,500	255,400	282,200
	53	237,800	255,800	282,600
	54	238,100	256,200	283,100
	55	238,400	256,600	283,600
	56	238,700	257,000	284,100
	57	238,900	257,300	284,600
	58	239,200	257,700	285,200
	59	239,500	258,100	285,800
	60	239,700	258,400	286,400
	61	239,900	258,700	287,000
	62	240,200	259,100	287,600
	63	240,500	259,500	288,200
	64	240,700	259,800	288,800
	65	240,900	260,100	289,300
	66	241,200	260,400	289,800
	67	241,500	260,700	290,300
	68	241,700	260,900	290,800
	69	241,900	261,100	291,300
	70	242,200	261,400	291,800
	71	242,500	261,700	292,200
	72	242,700	261,900	292,600
	73	242,900	262,100	293,000
	74	243,200	262,400	293,400
	75	243,500	262,700	293,800
	76	243,700	262,900	294,200
	77	243,900	263,100	294,600
	78	244,200	263,400	295,000
	79	244,500	263,700	295,400
	80	244,700	263,900	295,900
	81	244,900	264,100	296,200
	82	245,200	264,400	296,700
	83	245,400	264,700	297,200
	84	245,700	264,900	297,700

85	245,900	265,100	298,000
86	246,100	265,300	298,500
87	246,400	265,600	299,000
88	246,700	265,900	299,300
89	246,900	266,100	299,700
90	247,200	266,300	300,200
91	247,500	266,600	300,700
92	247,700	266,800	301,200
93	247,900	267,100	301,500
94	248,200	267,400	301,900
95	248,500	267,700	302,400
96	248,700	267,900	302,900
97	248,900	268,100	303,300
98	249,200	268,400	303,700
99	249,500	268,600	304,000
100	249,700	268,900	304,300
101	249,900	269,100	304,600
102	250,200	269,300	305,000
103	250,500	269,600	305,300
104	250,700	269,900	305,700
105	250,900	270,100	306,000
106		270,300	306,400
107		270,600	306,800
108		270,800	307,100
109		271,100	307,300
110		271,400	307,600
111		271,700	307,900
112		271,900	308,100
113		272,100	308,300
114		272,400	308,600
115		272,600	308,900
116		272,800	309,100
117		273,100	309,300
118		273,400	309,600
119		273,700	309,900
120		273,900	310,100
121		274,100	310,300
122		274,300	310,600
123		274,600	310,900
124		274,900	311,100
125		275,100	311,300
126		275,300	311,600
127		275,600	311,900
128		275,900	312,100
129		276,100	312,300
130		276,300	
131		276,600	
132		276,900	
133		277,100	
134		277,300	
135		277,600	
136		277,900	

	137		278,100	
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用		円	円	円
短時間				
勤務		192,000	209,000	227,500
職員				

（福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の実施細則の一部改正）

第3条 福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の実施細則（昭和32年福井県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条関係） 初任給基準表			別表第2（第7条関係） 初任給基準表		
職種	学歴免許	初任給	職種	学歴免許	初任給
技能職員	高校卒	<u>1級5号給</u>	技能職員	高校卒	<u>1級21号給</u>
	中学卒	<u>1級1号給</u>		中学卒	<u>1級13号給</u>
労務職員（甲）		<u>1級5号給から1級37号給まで</u>	労務職員（甲）		<u>1級21号給から1級53号給まで</u>
労務職員（乙）		<u>1級1号給から1級13号給まで</u>	労務職員（乙）		<u>1級5号給から1級29号給まで</u>
備考 1 （略）			備考 1 （略）		
2 職種欄の「労務職員（甲）」または「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員については、当該区分の初任給欄に定める号給の範囲内で部内の他の職員との権衡を考慮して初任給の号給を決定するものとする。ただし、これによると採用が著しく困難になると認められる者で、相当長期の経験年数を有するものには、労務職員（甲）については、「 <u>1級37号給</u> 」を「 <u>1級65号給</u> 」と、労務職員（乙）については、「 <u>1級13号給</u> 」を「 <u>1級49号給</u> 」とそれぞれ読み替えて、本表を適用することができる。			2 職種欄の「労務職員（甲）」または「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員については、当該区分の初任給欄に定める号給の範囲内で部内の他の職員との権衡を考慮して初任給の号給を決定するものとする。ただし、これによると採用が著しく困難になると認められる者で、相当長期の経験年数を有するものには、労務職員（甲）については、「 <u>1級53号給</u> 」を「 <u>1級81号給</u> 」と、労務職員（乙）については、「 <u>1級29号給</u> 」を「 <u>1級65号給</u> 」とそれぞれ読み替えて、本表を適用することができる。		
3 （略）			3 （略）		

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第3条ならびに附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（号給の切替え等）
- 令和7年4月1日（以下「一部施行日」という。）の前日において福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）の一部施行日における号給は、一部施行日の前日においてその者が受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とする。

附則別表 号給の切替表

旧号給	新 号 給	
	1 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	2
7	1	3
8	1	4
9	1	5
10	1	6
11	1	7
12	1	8
13	1	9
14	1	10
15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	2	14
19	3	15
20	4	16
21	5	17
22	6	18
23	7	19
24	8	20
25	9	21
26	10	22
27	11	23
28	12	24
29	13	25
30	14	26
31	15	27
32	16	28
33	17	29
34	18	30

35	19	31
36	20	32
37	21	33
38	22	34
39	23	35
40	24	36
41	25	37
42	26	38
43	27	39
44	28	40
45	29	41
46	30	42
47	31	43
48	32	44
49	33	45
50	34	46
51	35	47
52	36	48
53	37	49
54	38	50
55	39	51
56	40	52
57	41	53
58	42	54
59	43	55
60	44	56
61	45	57
62	46	58
63	47	59
64	48	60
65	49	61
66	50	62
67	51	63
68	52	64
69	53	65
70	54	66
71	55	67

72	56	68
73	57	69
74	58	70
75	59	71
76	60	72
77	61	73
78	62	74
79	63	75
80	64	76
81	65	77
82	66	78
83	67	79
84	68	80
85	69	81
86	70	82
87	71	83
88	72	84
89	73	85
90	74	86
91	75	87
92	76	88
93	77	89
94	78	90
95	79	91
96	80	92
97	81	93
98	82	94
99	83	95
100	84	96
101	85	97
102	86	98
103	87	99
104	88	100
105	89	101
106	90	102
107	91	103
108	92	104
109	93	105

110	94	106
111	95	107
112	96	108
113	97	109
114	98	110
115	99	111
116	100	112
117	101	113
118	102	114
119	103	115
120	104	116
121	105	117
122		118
123		119
124		120
125		121
126		122
127		123
128		124
129		125
130		126
131		127
132		128
133		129

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月26日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第18号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和32年福井県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（勤勉手当の支給） 第31条 （略） 2～9 （略） 10 成績率は、<u>6月に支給する場合には100分の205（特定幹部職員にあっては100分の245、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては100分の97.5（特定幹部職員にあっては100分の117.5））以下、12月に支給する場合には100分の215（特定幹部職員にあっては100分の255、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては100分の102.5（特定幹部職員にあっては100分の122.5））以下</u>の範囲内で任命権者が定めるものとする。 11 （略）	（勤勉手当の支給） 第31条 （略） 2～9 （略） 10 成績率は、100分の205（特定幹部職員にあっては100分の245、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては100分の97.5（特定幹部職員にあっては100分の117.5））以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。 11 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月26日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第19号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年福井県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	36,100	39,200
1年以上2年未満	36,100	36,400
2年以上3年未満	36,100	33,600
3年以上4年未満	36,100	30,800
4年以上5年未満	36,100	28,000
5年以上6年未満	36,100	25,200
6年以上7年未満	34,900	22,400
7年以上8年未満	33,600	19,600
8年以上9年未満	32,300	16,800
9年以上10年未満	31,100	14,000
10年以上11年未満	29,800	11,200
11年以上12年未満	28,600	8,400
12年以上13年未満	27,300	5,600
13年以上14年未満	26,000	2,800
14年以上15年未満	25,100	1,400
15年以上16年未満	24,100	
16年以上17年未満	23,100	
17年以上18年未満	22,100	
18年以上19年未満	21,100	
19年以上20年未満	20,200	
20年以上21年未満	19,200	
21年以上22年未満	18,800	
22年以上23年未満	18,300	
23年以上24年未満	17,600	
24年以上25年未満	17,200	
25年以上26年未満	16,800	
26年以上27年未満	16,400	
27年以上28年未満	16,000	
28年以上29年未満	15,400	
29年以上30年未満	15,200	
30年以上31年未満	14,900	
31年以上32年未満	14,500	
32年以上33年未満	13,900	
33年以上34年未満	13,200	

34年以上35年未満	12,700	
備考		
1 期間の区分欄に掲げる期間は、採用の日または第4条各号に掲げる職員となった日以後の期間を示す。		
2 「2項職員」とは第2条第2項に規定する職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職を占める職員をいう。		

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員		2項職員	3項職員
	1種	2種		
1年未満	370,400	310,000	51,600	56,000
1年以上2年未満	370,400	310,000	51,600	52,000
2年以上3年未満	370,400	310,000	51,600	48,000
3年以上4年未満	370,400	310,000	51,600	44,000
4年以上5年未満	370,400	310,000	51,600	40,000
5年以上6年未満	370,400	310,000	51,600	36,000
6年以上7年未満	370,400	310,000	49,800	32,000
7年以上8年未満	370,400	310,000	48,000	28,000
8年以上9年未満	370,400	310,000	46,200	24,000
9年以上10年未満	370,400	310,000	44,400	20,000
10年以上11年未満	370,400	310,000	42,600	16,000
11年以上12年未満	370,400	310,000	40,800	12,000
12年以上13年未満	370,400	310,000	39,000	8,000
13年以上14年未満	370,400	310,000	37,200	4,000
14年以上15年未満	370,400	310,000	35,800	2,000
15年以上16年未満	370,400	310,000	34,400	
16年以上17年未満	366,400	306,700	33,000	
17年以上18年未満	362,400	303,400	31,600	
18年以上19年未満	358,400	300,100	30,200	
19年以上20年未満	354,400	296,800	28,800	
20年以上21年未満	350,400	293,500	27,400	
21年以上22年未満	336,400	281,500	26,800	
22年以上23年未満	320,400	268,000	26,200	
23年以上24年未満	303,900	254,500	25,200	
24年以上25年未満	287,400	241,000	24,600	
25年以上26年未満	270,900	227,500	24,000	
26年以上27年未満	251,400	210,500	23,400	
27年以上28年未満	231,900	193,500	22,800	
28年以上29年未満	212,400	176,500	22,000	
29年以上30年未満	192,900	159,500	21,700	
30年以上31年未満	172,400	142,000	21,300	
31年以上32年未満	151,900	124,500	20,700	
32年以上33年未満	131,400	107,000	19,800	

33年以上34年未満	109,900	87,000	18,900	
34年以上35年未満	88,400	67,000	18,200	
備考				
1 期間の区分欄に掲げる期間は、採用の日または第4条各号に掲げる職員となった日以後の期間を示す。				
2 この表において「1項職員」とは第2条第1項に規定する職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項に規定する職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職を占める職員をいう。				
3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号に掲げる職を占める職員を、「2種」とは同項第2号に掲げる職を占める職員をいう。				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月26日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第20号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特別休暇） 第17条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 (1)～(9) （略） (10) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下この号および第23号において同じ。）または子（配偶者の子を含む。以下この号および第23号において同じ。）もしくは子の妻の出産に伴い入院の付添い等を行う場合</u> (11)～(20) （略） (21) 職員が自発的に社会に貢献する次に掲げる活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。以下「社会貢献活動」という。）を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 被災地（地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した地域をいう。）またはその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動<u>であって、報酬を得ないもの</u> イ 主として身体上もしくは精神上の障害がある者または負傷し、もしくは	（特別休暇） 第17条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 (1)～(9) （略） (10) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第23号において同じ。）の出産に伴い入院の付添い等を行う場合 (11)～(20) （略） (21) 職員が自発的に、<u>かつ、報酬を得ないで</u>社会に貢献する次に掲げる活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。以下「社会貢献活動」という。）を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 被災地（地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した地域をいう。）またはその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 主として身体上もしくは精神上の障害がある者または負傷し、もしくは

疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動であって、報酬を得ないもの
ウ アおよびイに掲げる活動のほか、身体上もしくは精神上の障害、負傷または疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動であって、報酬を得ないもの
エ アからウまでに掲げる活動のほか、活動の場所または支援の対象となる者の住所もしくは居所が県内である活動であって、人事委員会が定めるもの

(22) (略)

(23) 職員の妻または子もしくは子の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子もしくは孫（配偶者の孫を含む。以下この号において同じ。）または小学校就学の始期に達するまでの子もしくは孫を養育するため勤務しないことが相当であると認められるとき。

(24)～(26) (略)

2～6 (略)

別表第3（第17条関係）

休暇を受ける事由	期間	添付書類
1～9 (略)	(略)	(略)
10 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項および23の項において同じ。）または子（配偶者の子を含む。以下この項および23の項において同じ。）もしくは子の妻の出産に伴い入院の付添い等を行う場合	病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内	出産予定日証明書等
11～20 (略)	(略)	(略)
21 職員が第17条第1項第21号のアからエまでに掲げる社会貢献活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。	1の年において5日以内	社会貢献活動計画書
22 (略)	(略)	(略)
23 職員の妻または子もしくは子	5日以内	出産予定日証明書

疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動
ウ アおよびイに掲げる活動のほか、身体上もしくは精神上の障害、負傷または疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(22) (略)

(23) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するため勤務しないことが相当であると認められるとき。

(24)～(26) (略)

2～6 (略)

別表第3（第17条関係）

休暇を受ける事由	期間	添付書類
1～9 (略)	(略)	(略)
10 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。23の項において同じ。）の出産に伴い入院の付添い等を行う場合	病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内	出産予定日証明書等
11～20 (略)	(略)	(略)
21 職員が第17条第1項第21号のアからエまでに掲げる社会貢献活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。	1の年において5日以内	社会貢献活動計画書（様式第6号）
22 (略)	(略)	(略)
23 職員の妻が出産する場合であ	5日以内	出産予定日証明書

の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子もしくは孫（配偶者の孫を含む。以下この項において同じ。）または小学校就学の始期に達するまでの子もしくは孫を養育するため勤務しないことが相当であると認められるとき。		等	ってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するため勤務しないことが相当であると認められるとき。		等
24～26（略）	（略）	（略）	24～26（略）	（略）	（略）

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

人事委員会告示

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月26日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会告示第3号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針（平成7年福井県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第13 特別休暇関係 1～6 （略） 7 規則第17条第1項第10号の休暇については、次の取扱いによるものとする。 (1) 「入院の付添い等」とは、出産に係る入院または退院の際の付添い、出産時の付添い、出産に係る入院中の世話、出生の届出等をいう。 (2) （略） 8～15 （略） 16 規則第17条第1項第21号の休暇については、次の取扱いによるものとする。 (1) <u>規則第17条第1項第21号アからウの「報酬を得ないもの」とは、交通費等の実費弁償以外にその活動の対価としての金品を得ないで、かつ、ボランティア切符、ボランティア貯蓄その他将来的な見返りを期待させるものによらずに当該活動を行うこと</u> をいう。 (2) （略） (3) <u>規則第17条第1項第21号イの「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。</u> ア～ケ （略） (4) （略） (5) 規則第17条第1項第21号ウおよびエに掲げる活動のうち、主として、活動の仲介を行っている団体および自らも主体となって活動を行う団体を通さない活動について休暇の承認を受けた職員は、事後において速やかに、社会貢献活動報告書(様式第6号)により任命権者に報告を行うものとする。	第13 特別休暇関係 1～6 （略） 7 規則第17条第1項第10号の休暇については、次の取扱いによるものとする。 (1) 「入院の付添い等」とは、出産に係る入院または退院の際の付添い、出産時の付添い、出産に係る入院中の世話、 <u>子の</u> 出生の届出等をいう。 (2) （略） 8～15 （略） 16 規則第17条第1項第21号の休暇については、次の取扱いによるものとする。 (1) <u>「報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合」とは、交通費等の実費弁償以外にその活動の対価としての金品を得ないで、かつ、ボランティア切符、ボランティア貯蓄その他将来的な見返りを期待させるものによらずに当該活動を行う場合</u> をいう。 (2) （略） (3) <u>「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。</u> ア～ケ （略） (4) （略） (5) 規則第17条第1項第21号ウに掲げる活動のうち、主として、活動の仲介を行っている団体および自らも主体となって活動を行う団体を通さない活動について休暇の承認を受けた職員は、事後において速やかに、社会貢献活動報告書(様式第6号)により任命権者に報告を行うものとする。

(6) 規則第17条第1項第21号エの「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる活動とする。

ア 保健、医療または福祉の増進を図る活動

イ 社会教育の推進を図る活動

ウ まちづくりの推進を図る活動

エ 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動

オ 環境の保全を図る活動

カ 災害救援活動

キ 地域安全活動

ク 人権の擁護または平和の推進を図る活動

ケ 国際協力の活動

コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

サ 子どもの健全育成を図る活動

シ アからサまでの活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(7) (略)

(8) (略)

(9) 規則別表第3の21の項の「社会貢献活動計画書」は様式第7号によるものとする。

17 (略)

18 規則別表第3の23の項の「5日以内」は、1日または1時間ごとに分割することができる。

19～25 (略)

(6) (略)

(7) (略)

17 (略)

18 規則第17条第1項第23号の休暇については、次の取扱いによるものとする。

(1) 「当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する」とは、職員の妻の出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）と同居してこれらを監護することをいう。

(2) 規則別表第3の23の項の「5日以内」は、1日または1時間ごとに分割することができる。

19～25 (略)

様式第6号の次に次の1様式を加える。

社会貢献活動計画書

所 属
氏 名

1 活動期間

年 月 日～ 年 月 日

2 活動の種類

(県外)

☐ 被災者への支援活動 ☐ 社会福祉施設等における活動 ☐ その他

(県内)

- ☐ 保健、医療または福祉の増進を図る活動 ☐ 社会教育の推進を図る活動
☐ まちづくりの推進を図る活動 ☐ 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
☐ 環境の保全を図る活動 ☐ 災害救援活動
☐ 地域安全活動 ☐ 人権の擁護または平和の推進を図る活動
☐ 国際協力の活動 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
☐ 子どもの健全育成を図る活動
☐ 上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

3 活動場所

施設名等：_____

所在地：_____

電 話：_____ (_____)

4 報酬の有無

☐ 有 ☐ 無

5 具体的な活動内容

6 仲介団体等の有無および団体名

☐ 有 ☐ 無

団 体 名：_____

電 話：_____ (_____)

7 備 考

注1 「3 活動場所」および「5 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等(社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。)を通したものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。

2 社会貢献活動により報酬を得る場合は、事前に営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和26年福井県人事委員会規則第7号)第3条による任命権者の許可を得ること。

3 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名および住所等を記入する。

4 「7 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通さないで行う場合に、その者の状態について記入する。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。